

特定個人情報(マイナンバー取得代行等)に関する事務委託契約書

委託者 _____ (以下「甲」と称する)と
受託者 テラダ労務経営プランニング 社会保険労務士 寺田美津司 (以下「乙」と称する)とは、甲が乙に個人番号関係事務を委託するにあたり、下記のとおり業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

(委託業務の内容)

第1条 甲が乙に委託する業務の内容は以下の通りとする。

- (1) 甲の行う個人番号関係事務等に関して、甲の役員・職員の特定個人情報を収集すること。
- (2) 前項によって収集した特定個人情報について、以下の行為を行うこと。
 - ① 納入(電磁的記録物を作成する事を含む。)し、保管すること。但し、乙は、納入方法・納入方式・納入場所(電磁的記録媒体も含む。)を甲に対して、事前または事後に通知する。
 - ② 甲乙間で定めた保存期間の経過後は直ちに廃棄または削除すること。甲乙間で定めた保存期間の経過後は直ちに廃棄または削除すること。
- (3) 甲に代わって、個人番号関係事務等に関して、行政機関等に対して特定個人情報を提供すること。

(委託料金)

第2条 甲が乙に委託する業務(第1条)に関する委託料金は、別表価格表の単価と実績件数を乗算したものとする。

(管理部署等の表示)

第3条 乙は、管理部署等について、下記の事項を明記する。

- (1) 乙の委託業務を統括管理する部署名(テラダ労務経営プランニング)
- (2) 乙の事務取扱責任者名(社会保険労務士 寺田美津司)
- (3) 乙の事務取扱担当者を選任する母体となる集団名(テラダ労務経営プランニング)

(本件特定個人情報の安全管理)

第4条 乙は特定個人情報取扱規程に従い、本件特定個人情報の安全管理を行うものとする。

(本契約終了後の特定個人情報の返却・廃棄)

第5条 乙は、本契約が終了した場合は、直ちに、甲の従業員の特定個人情報を甲に返却するものとする。

但し、甲の指示があるときは、その指示内容に従い返却・廃棄またはその他の処分をするものとする。

(漏えい等)

第6条 乙は、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損等がないよう必要な措置を講ずるものとする。

(再委託及び再々委託の許諾)

第7条 甲は、乙が第1条記載の各業務を、次に定める事業者にも再委託、再々委託することを許諾する。

再委託先 **株式会社エムケイシステム**

大阪市北区中崎西2丁目4番12号 梅田センタービル15階

再々委託先 **株式会社アドダイセン**

大阪市西区阿波座1丁目3番15号 JE1西本町ビル7階

(有効期間・解約)

第8条 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とします。

本契約の証として正本2通を作成し、乙甲記名捺印のうえ各1通を保有する。

上記覚書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

住 所

事業所名

代表者名

印

(乙)

〒334-0011 埼玉県川口市三ツ和2-13-28

テラダ労務経営プランニング

社会保険労務士 **寺田 美津司**

印

(別表価格表)

	項目	単価 (税別)
1	部材作成・印字申請書類作成および従業員扶養 家族名印字封入加工 個別発送 書面返信 本人番号登録	1,200 円
2	扶養家族登録	300 円
3	書類不備の書類発送(該当のみ)	450 円
4	督促連絡(電話)	300 円